

# 令和5年度税制改正に関する要望と結果(速報版)

要望事項	令和5年度与党税制改正大綱の内容 <small>※( )内は大綱の該当ページ</small>
●税制改正関連要望事項	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減	・自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。また、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める」とされた。(P116)
(2) 自動車税における営自格差見直し反対	・自動車税における営自格差の見直しについては、言及されなかった。
(3) 自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については、言及されなかった。
2. 中小企業投資促進税制の延長	・適用期限が2年延長された。(P12,P63)

# 令和5年度税制改正に関する要望と結果(速報版)

要望事項	令和5年度与党税制改正大綱の内容 <small>※( )内は大綱の該当ページ</small>
3. 特例措置の延長	
(1) 自動車重量税のエコカー減税の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行措置を令和5年12月末まで維持することとされた。</li> <li>・その上で、令和6年1月からは、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長するとされた。(P10,P11,P80-85)</li> </ul>
(2) 自動車税環境性能割特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行措置を令和5年12月末まで維持することとされた。</li> <li>・その上で、環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直すこととされた。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは3年後とするとされた。(P11,P85-89)</li> </ul>
(3) A S V (先進安全自動車) 特例措置の延長・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側方衝突警報装置を搭載したトラック等の取得に係る自動車税(環境性能割)の特例措置を令和6年4月末まで延長するとされた。</li> <li>・また、特例措置の対象に衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)が追加された。(自動車重量税:3年間、自動車税(環境性能割):2年間)。(P93,P94)</li> </ul>
(4) 自動車税のグリーン化特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限が3年延長された。(P11,P89-91)</li> </ul>
(5) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限が2年延長された。(P12,P63)</li> </ul>
(6) 中小企業経営強化税制の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限が2年延長された。(P12,P63)</li> </ul>
(7) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 (特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が2年延長された。(P68)</li> </ul>
4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。</li> </ul>